



山形県公報

平成25年10月22日（火）
第2489号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1147
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…1148
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…1149
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………（庄内総合支庁森林整備課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…1150
- 同……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（同）…1151
- 都市計画事業の認可の告示……………（都市計画課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会10月定例会の招集……………同

### 公 告

- 平成25年度山形県准看護師試験の実施……………（地域医療対策課）…1152

## 告 示

### 山形県告示第957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 佐 久 間 医 院         | 鶴岡市西荒屋字川原田98番地      | 平成25. 9. 1 |
| 江 良 齒 科 医 院       | 山形市落合町字二口203番地1     | 同          |
| あかしや薬局あきほ町店       | 酒田市あきほ町654番地4       | 同 9.24     |

|                 |               |   |       |
|-----------------|---------------|---|-------|
| か え で 薬 局 上 山 店 | 上山市新町二丁目1番36号 | 同 | 10. 1 |
|-----------------|---------------|---|-------|

## 山形県告示第958号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日 |       |
|-------------------|---------------------|-------|-------|
| 佐 久 間 医 院         | 鶴岡市西荒屋字川原田98番地      | 平成25. | 8. 31 |
| あ か し や 薬 局       | 酒田市あきは町654番地7       | 同     | 9. 23 |

## 山形県告示第959号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類       | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地           | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|--------------------------------|-------------------------------|------------|
| サテライト老健のぞみ        | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 鶴岡市日枝字小真木原116番8号              | 平成25. 9. 1 |
| 日本調剤 荘内薬局         | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導       | 鶴岡市泉町8番64号                    | 同 9. 2     |
| リハビリテーション颯 山形霞城   | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護            | 山形市城南町二丁目10番2号<br>サンファール101号室 | 同 10. 1    |
| デイサービス すずらん・ケア    | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護            | 鶴岡市柳田字田中30番地1                 | 同          |
| さくら薬局米沢店          | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導       | 米沢市福田町二丁目3番169号               | 同          |
| さくら薬局米沢木場店        | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導       | 米沢市木場町3番9号                    | 同          |

**山形県告示第960号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|---------------|-------------|
| さくら鶴岡第4デイサービスセンター | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 鶴岡市柳田字田中30番地1 | 平成25. 9. 30 |

**山形県告示第961号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地         | 障害福祉サービスの種類                | 定 員 | 指定年月日        |
|-------------------------------|---------------------|----------------------------|-----|--------------|
| 株式会社フクシア<br>福島県郡山市不動前一丁目101番地 | あじさい館<br>新庄市大町2番59号 | 共 同 生 活 介 護<br>共 同 生 活 援 助 | 20人 | 平成25. 10. 10 |

**山形県告示第962号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
- 3 認可年月日  
平成25年10月9日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第963号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 区域及び期間

| 区 域   |                                        | 期 間                           |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                          |                               |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜         | 平成25年11月11日から<br>平成26年6月20日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                           |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                        | 同 上                           |

## 2 森林病害虫等の種類 松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病害虫等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

## 4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から2週間以内に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## 山形県告示第964号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

最上川中流域

## 2 公共測量を実施する期間

平成25年9月27日から平成26年2月10日まで

## 3 作業の種類

公共測量（航空レーザ） 地図情報レベル1000

## 山形県告示第965号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、防衛省東北防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東根市大字東根元東根地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年9月27日から同年11月8日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）

**山形県告示第966号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市山王町地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年7月19日から同年9月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区三角点復旧測量）

**山形県告示第967号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・5・31号藤島駅笹花線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 鶴岡市上藤島字鑑田畑並びに藤島字川向及び字古楯跡地内
  - (2) 使用の部分 鶴岡市藤島字川向及び字古楯跡地内
- 5 告示年月日及び番号  
平成25年10月11日 東北地方整備局告示第190号

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第15号**

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成25年10月22日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成25年10月23日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 平成27年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
- (5) 平成26年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
- (6) 平成28年度山形県立東根中高一貫校（仮称）中学校入学者選抜基本方針の決定について
- (7) 教育委員会職員の人事について

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成25年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成25年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年2月12日（水） 午後1時から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号  
山形国際ホテル

2 受験手続

受験願書を平成25年12月2日（月）から同月6日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部地域医療対策課に提出すること（郵送の場合は、平成25年12月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける）。

3 その他

詳細については、健康福祉部地域医療対策課看護師確保対策担当（電話023(630)2258）に問い合わせること。